
3 0 1 2. 許可・承認等情報登録 (輸出通関)

業務コード	業務名
P A E	許可・承認等情報登録 (輸出通関)

1. 業務概要

貨物情報登録済の貨物に対して、システムを介さずに行われた税関手続きについて、税関が許可・承認等を行った旨を登録する。

また、システムで行われた以下の税関手続き（以下、「輸出申告等」という。貨物が搬入前（本船・ふ中扱い貨物の場合は、船舶、はしけ等への積込前）に行われた輸出申告、積戻し申告、別送品輸出申告及び輸出マニフェスト通関申告の場合は「搬入前申告」、許可が行われた場合は「輸出等許可」という。）について、何らかの理由でシステムでの税関手続きを止める場合に、撤回及び手作業移行等を行った旨を登録する。

なお、本業務での登録は、解除・取消をすることが可能である。

- ①輸出申告
- ②積戻し申告
- ③特定輸出申告
- ④特定委託輸出申告
- ⑤特定製造貨物輸出申告
- ⑥展示等積戻し申告
- ⑦別送品輸出申告
- ⑧輸出マニフェスト通関申告
- ⑨輸出許可内容変更申請
- ⑩積戻し許可内容変更申請
- ⑪特定輸出許可内容変更申請
- ⑫特定委託輸出許可内容変更申請
- ⑬特定製造貨物輸出許可内容変更申請
- ⑭展示等積戻し許可内容変更申請
- ⑮別送品輸出許可内容変更申請
- ⑯輸出マニフェスト通関申告許可内容変更申請
- ⑰本船・ふ中扱い承認申請
- ⑱輸出取止め再輸入申告
- ⑲特例輸出貨物の輸出許可取消

本業務の対象とする許可・承認等の種別を以下に示す。

(1) マニュアル許可・承認

項番	種別コード	種別	概要
1	M E C	輸出許可（保税運送兼用）	輸出申告を許可した場合
2	M R C	積戻し許可（保税運送兼用）	積戻し申告（展示等積戻し申告を含む。）を許可した場合
3	C R N	カルネ許可（保税運送兼用）	カルネ手帳による輸出申告等を許可した場合
4	3 8 0	3 8 0 許可（保税運送兼用）	公認調達機関等の輸出手続きにより許可した場合
5	U L C	U L C 許可（保税運送兼用）	輸出入容器（U L Dを除く）の輸出申告等を許可した場合（航空のみ）
6	D N G	一括許可（保税運送兼用）	情報仕分けの制限により一搬入として扱った貨物に対し複数の輸出申告等を許可した場合（航空のみ）
7	U B E	別送品輸出許可（保税運送兼用）	別送品輸出申告を許可した場合

項番	種別コード	種別	概要
8	MHE	本船・ふ中扱い承認	本船・ふ中扱い承認申請を承認した場合

(2) 輸出申告・特定輸出申告・特定委託輸出申告・特定製造貨物輸出申告・積戻し申告・展示等積戻し申告・輸出マニフェスト通関申告に対する手続き

項番	種別コード	種別	概要
1	CEP	輸出取止再輸入許可	輸出許可済貨物の輸出を取止した場合
2	CRP	積戻し取止	積戻し許可済貨物の積戻し取止を認めた場合
3	TOK	特定輸出許可取消	以下の手続きについて、許可を取消した場合 ①特定輸出許可 ②特定委託輸出許可 ③特定製造貨物輸出許可
4	FUZ	不積返送承認	輸出等許可済貨物の不積返送願を承認した場合
5	TEK	輸出等申告撤回	システムによる輸出申告等について、輸出等許可までに撤回を認めた場合
6	TES	輸出等申告手作業移行	システムによる輸出申告等について、輸出等許可までに手作業に移行して処理することを認めた場合
7	PTS	輸出等許可後の手作業移行	システムによる輸出等許可後に通関手続を手作業に移行して処理することを認めた場合
8	PHA	積込港変更	積込港の変更を承認した場合（航空のみ）
9	PHB	数量変更	許可個数の変更を承認した場合（航空のみ）
10	PHC	許可後の輸出等申告の携帯品への変更	輸出申告等について輸出等許可後に携帯品に変更して処理することを認めた場合（航空のみ）

(3) 別送品輸出申告に対する手続き

項番	種別コード	種別	概要
1	UCP	別送品輸出取止再輸入許可	別送品輸出許可済貨物の輸出を取止した場合
2	UUZ	別送品不積返送承認	別送品輸出許可済貨物の不積返送願を承認した場合
3	UTK	別送品輸出申告撤回	システムによる別送品輸出申告について、別送品輸出許可までに撤回を認めた場合
4	UTS	別送品輸出申告手作業移行	システムによる別送品輸出申告について、別送品輸出許可までに手作業に移行して処理することを認めた場合
5	UUS	別送品輸出許可後の手作業移行	システムによる別送品輸出許可後に通関手続を手作業に移行して処理することを認めた場合
6	UHA	別送品輸出許可後の積込港変更	別送品輸出許可後に積込港の変更を承認した場合（航空のみ）
7	UHB	別送品輸出許可後の数量変更	別送品輸出許可後に許可個数の変更を承認した場合（航空のみ）

(4) 輸出申告・輸出マニフェスト通関申告・別送品輸出申告に対する手続き

項番	種別コード	種別	概要
1	CHG	あて先官署変更受理	あて先官署変更を受理した場合

(5) 本船・ふ中扱い承認申請に対する手続き

項番	種別コード	種別	概要
1	HTK	本船・ふ中扱い承認申請撤回	システムによる本船・ふ中扱い承認申請について、本船・ふ中扱い承認までに撤回を認めた場合
2	HTS	本船・ふ中扱い承認申請手作業移行	システムによる本船・ふ中扱い承認申請について、本船・ふ中扱い承認までに手作業に移行して処理することを認めた場合
3	HTO	本船・ふ中扱い承認取消	本船・ふ中扱い承認後、取消した場合

2. 入力者
税関

3. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
許可・承認等登録通知情報 (輸出通関)(海上の場合)	以下の許可・承認等種別の場合 ①輸出許可(保税運送兼用)「MEC」 ②積戻し許可(保税運送兼用)「MRC」 ③カルネ許可(保税運送兼用)「CRN」 ④380許可(保税運送兼用)「380」 ⑤別送品輸出許可(保税運送兼用)「UBE」 ⑥特定輸出許可取消「TOK」 ⑦輸出取止再輸入許可「CEP」 ⑧積戻し取止「CRP」 ⑨不積返送承認「FUZ」 ⑩輸出等許可後の手作業移行「PTS」 ⑪別送品輸出取止再輸入許可「UCP」 ⑫別送品不積返送承認「UUZ」 ⑬別送品輸出許可後の手作業移行「UUS」	蔵置場 (分散蔵置されている場合は、すべての蔵置場)*1、*2、*7、*8
	特定輸出許可取消「TOK」の場合	申告者*3

情報名	出力条件	出力先
許可・承認等登録通知情報 (輸出通関) (航空の場合)	以下の許可・承認等種別の場合 ①輸出許可 (保税運送兼用) 「MEC」 ②積戻し許可 (保税運送兼用) 「MRC」 ③カルネ許可 (保税運送兼用) 「CRN」 ④380許可 (保税運送兼用) 「380」 ⑤ULC許可 (保税運送兼用) 「ULC」 ⑥一括許可 (保税運送兼用) 「DNG」 ⑦別送品輸出許可 (保税運送兼用) 「UBE」 ⑧特定輸出許可取消「TOK」 ⑨輸出取止再輸入許可「CEP」 ⑩積戻し取止「CRP」 ⑪不積返送承認「FUZ」 ⑫輸出等許可後の手作業移行「PTS」 ⑬積込港変更「PHA」 ⑭数量変更「PHB」 ⑮許可後の輸出等申告の携帯品への変更「PHC」 ⑯別送品輸出取止再輸入許可「UCP」 ⑰別送品不積返送承認「UUZ」 ⑱別送品輸出許可後の手作業移行「UUS」 ⑲別送品輸出許可後の積込港変更「UHA」 ⑳別送品輸出許可後の数量変更「UHB」	入力された蔵置場* 2、*9
	特定輸出許可取消「TOK」の場合	申告者*3
解除・取消通知情報 (輸出通関) (海上の場合)	以下の許可・承認等種別の解除・取消の場合 ①輸出許可 (保税運送兼用) 「MEC」 ②積戻し許可 (保税運送兼用) 「MRC」 ③カルネ許可 (保税運送兼用) 「CRN」 ④380許可 (保税運送兼用) 「380」 ⑤別送品輸出許可 (保税運送兼用) 「UBE」 ⑥特定輸出許可取消「TOK」 ⑦輸出取止再輸入許可「CEP」 ⑧積戻し取止「CRP」 ⑨不積返送承認「FUZ」 ⑩輸出等許可後の手作業移行「PTS」 ⑪別送品輸出取止再輸入許可「UCP」 ⑫別送品不積返送承認「UUZ」 ⑬別送品輸出許可後の手作業移行「UUS」	蔵置場 (分散蔵置されている場合は、すべての蔵置場) *1、*2、*7、*8
	特定輸出許可取消「TOK」の場合	申告者*3

情報名	出力条件	出力先
解除・取消通知情報（輸出通関）（航空の場合）	以下の許可・承認等種別の解除・取消の場合 ①輸出許可（保税運送兼用）「MEC」 ②積戻し許可（保税運送兼用）「MRC」 ③カルネ許可（保税運送兼用）「CRN」 ④380許可（保税運送兼用）「380」 ⑤ULC許可（保税運送兼用）「ULC」 ⑥一括許可（保税運送兼用）「DNG」 ⑦別送品輸出許可（保税運送兼用）「UBE」 ⑧特定輸出許可取消「TOK」 ⑨輸出取止再輸入許可「CEP」 ⑩積戻し取止「CRP」 ⑪不積返送承認「FUZ」 ⑫輸出等許可後の手作業移行「PTS」 ⑬数量変更「PHB」 ⑭別送品輸出取止再輸入許可「UCP」 ⑮別送品不積返送承認「UUZ」 ⑯別送品輸出許可後の手作業移行「UUS」 ⑰別送品輸出許可後の数量変更「UHB」	入力された蔵置場* 2、*9
	特定輸出許可取消「TOK」の場合	申告者*3

- (* 1) 当該許可貨物が本船扱い（特定輸出申告の場合は自社本船通関）であり、以下の条件をすべて満たす場合は、ブッキング船会社へ出力
- ①貨物情報DBにブッキング船会社が登録されている
 - ②貨物情報DBに登録されているブッキング船会社がシステムに参加している
- (* 2) システム参加蔵置場の場合は出力
- (* 3) 特定輸出許可内容変更申請、特定委託輸出許可内容変更申請または特定製造貨物輸出許可内容変更申請が行われており、申請者が当初申告者と異なる場合は、申請者にも出力
- (* 7) 特定輸出申告、特定委託輸出申告または特定製造貨物輸出申告で運送中に以下の許可・承認等種別で本業務が行われた場合は、貨物の搬入（予定）蔵置場及び入力された蔵置場へ出力
- ①輸出許可（保税運送兼用）「MEC」
 - ②輸出取止再輸入許可「CEP」
 - ③特定輸出許可取消「TOK」
 - ④輸出等許可後の手作業移行「PTS」
- (* 8) 「貨物情報切替登録（CHG）」業務が行われている場合は出力しない。
- (* 9) システムに出力する旨が登録されている場合にのみ出力する。

4. 特記事項

- (1) 削除表示が設定された貨物は、一定期間を経過後にこれらの手続の解除・取消または照会を行うことが不可能となる。
- (2) マニュアル通関の番号体系は以下の形式である。(航空の場合)

(A) マニュアル通関 :

A	A	A	A	A	9	9	9	9	A
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(別送品輸出申告を除く)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(数字及び英字) (数字) (英字)
利用者コード*4 申告番号 申告月符号

(B) マニュアル通関 :

A	A	9	9	9	9	9			
---	---	---	---	---	---	---	--	--	--

(別送品輸出申告)

--	--	--	--	--

(数字及び英字) (数字)
税関官署コード 許可番号

(C) システム通関 :

9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(別送品輸出申告を除く)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(数字) (数字) (数字) (数字) (数字)
税関コード 「3」固定*5 申告番号 チェックデジット 枝番

(D) システム通関 :

A	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(別送品輸出申告)

--	--	--	--	--	--	--	--	--

(英字) (数字) (数字) (数字) (数字)
「B」固定 税関コード 申告番号 チェックデジット 枝番

(＊４) システム不参加申告者の場合は「ＺＺＺＺ」を入力する。

(＊５) 海上でシステム通関が行われた申告をマニュアル通関として処理する場合

- (3) システムによるコンテナ扱い申出がされている申告（コンテナ扱い申出兼輸出予備申告を含む。）の場合で、「TEK」「TES」を行った場合は、コンテナ扱い申出についても併せて撤回・手作業移行を行う。
- (4) システムによる本船・ふ中扱い承認申請がされている申告の場合で、「TEK」「TES」を行った場合は、本船ふ中扱い承認申請DBに対して処理を行わないため、本船関連業務で別途処理を行う必要がある。

(5) 種別コードにおける受付可能な許可・承認等番号の体系は表 1 に表す。

表 1. 種別コードによる受付可能番号体系 (○: 受付可 ×: 受付不可)

種別コード	許可・承認等番号体系	
	システム通関	マニュアル通関
M E C	×	○
M R C	×	○
C R N	×	○
3 8 0	×	○
U L C	×	○
D N G	×	○
U B E	×	○
M C N	×	○
M H E	×	○
C E P	○	○
C R P	○	○
T O K	○	○*6
F U Z	○	○
T E K	○	×
T E S	○	×
P T S	○	×
P H A	○	○
P H B	○	○
P H C	○	×
U C P	○	○
U U Z	○	○
U T K	○	×
U T S	○	×
U U S	○	×
U H A	○	○
U H B	○	○
C T K	○	×
C T S	○	×
C T O	○	○
H T K	○	×
H T S	○	×
H T O	○	○

(* 6) 航空の場合は、受付不可。